

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券 イ～ヌ (省略) ル 投資信託法に規定する投資証券、<u>新投資口予約権証券</u>若しくは投資法人債券又は外国投資証券 ヲ～ナ (省略)</p> <p>(2) (1)に類するもの イ～ロ (省略) ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条第1項の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利 ニ (省略) (注) (省略)</p>	<p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券 イ～ヌ (同左) ル 投資信託法に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券 ヲ～ナ (同左)</p> <p>(2) (1)に類するもの イ～ロ (同左) ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利 ニ (同左) (注) (同左)</p>
<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p>	<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下6-7-1において「<u>介護予防訪問入浴介護等</u>」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下6-7-1において「<u>医療介護総合確保推進法</u>」という。）附則第11条《<u>介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置</u>》及び第14条第2項《<u>介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置</u>》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下6-7-1において「<u>旧介護保険法</u>」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等又は送迎を除く。）</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る<u>介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス並びに医療介護総合確保推進法附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに相当するサービス</u>（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p>	<p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る<u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護</u>（以下6-7-1において「<u>介護予防訪問介護等</u>」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る<u>介護予防訪問介護等又はこれに相当するサービス</u>（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(9)～(13) (省略)</p> <p>(14) <u>介護保険法の規定に基づく地域支援事業として居宅要支援被保険者等に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等及び医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要支援者等に対して行う旧介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</u></p> <p>(注) <u>介護予防・日常生活支援総合事業及び旧介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</u>とは、平成24年厚生労働省告示第307号「消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する資産の譲渡等に限られる。</p> <p>(15) <u>生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項《支援給付の実施に関する経過措置》の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び<u>介護保健施設サービス並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条《生活保護法の一部改正》の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第15条の2第1項第4号《介護扶助》に掲げる施設介護のうち同条第4項に規定する介護療養施設</u></p>	<p>(9)～(13) (同左)</p> <p>(14) <u>介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要支援者等に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</u></p> <p>(注) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等とは、平成24年厚生労働省告示第307号「消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する資産の譲渡等に限られる。</p> <p>(15) <u>生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</u></p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び<u>介護保険施設サービス並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条《生活保護法の一部改正》の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第15条の2第1項第4号《介護扶助》に掲げる施設介護のうち同条第4項に規定する介護療養施設</u></p>

改正後	改正前
<p>サービスをいう。)</p> <p>ハ 介護予防（生活保護法第15条の2第5項に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</p> <p>ニ <u>介護予防・日常生活支援（生活保護法第15条の2第7項《介護扶助》に規定する第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号生活支援事業による支援に相当する支援に限る。)</u></p> <p>(注) イ及びハのこれらに相当するサービス<u>並びにニの相当する支援</u>とは、平成12年厚生省告示第190号「消費税法施行令第14条の2第3項第13号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定する<u>もの</u>に限られる。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（認定生活困窮者就労訓練事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)</u></p> <p>ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事</p>	<p>サービスをいう。)</p> <p>ハ 介護予防（生活保護法第15条の2第5項に規定する<u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)</u></p> <p>(注) イ及びハのこれらに相当するサービスとは、平成12年厚生省告示第190号「消費税法施行令第14条の2第3項第13号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス」に規定する<u>サービス</u>に限られる。</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事</p>



改正後	改正前
<p>業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営業する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ニ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>に規定する<u>母子家庭日常生活支援事業</u>、<u>父子家庭日常生活支援事業</u>又は<u>寡婦日常生活支援事業</u>及び同法に規定する<u>母子・父子福祉施設</u>を営業する事業</p> <p>ホ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営業する事業</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営業する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを営業する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ト 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営業する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>チ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p>ヌ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p>	<p>業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営業する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ <u>母子及び寡婦福祉法</u>に規定する<u>母子家庭等日常生活支援事業</u>又は<u>寡婦日常生活支援事業</u>及び同法に規定する<u>母子福祉施設</u>を営業する事業</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営業する事業</p> <p>ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営業する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを営業する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営業する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>ト 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>チ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p>リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p>

改正後	改正前
<p><u>ル</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p><u>ヲ</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>ク</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～ヲ</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p><u>カ</u> (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省略)</p> <p><b>(生産活動等の意義)</b></p> <p>6-7-6 法別表第一第7号ロかっこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第13項又は第14項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。</p> <p><u>イ</u> 社会福祉法第2条第2項第4号又は第7号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設を<u>経営する事業</u></p> <p><u>ロ</u> 社会福祉法第2条第3項第1号の2《定義》に規定する認定生活困</p>	<p><u>ヌ</u> 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p><u>ル</u> 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p> <p><u>ヲ</u> 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（第一種社会福祉事業及び<u>イ～ル</u>の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p> <p><u>ク</u> (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同左)</p> <p><b>(生産活動等の意義)</b></p> <p>6-7-6 法別表第一第7号ロかっこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる<u>施設を経営する事業</u>及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第13項又は第14項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。</p> <p><u>イ</u> 社会福祉法第2条第2項第4号又は第7号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>窮者就労訓練事業</b></p> <p>ハ 社会福祉法第2条第3項第4号の2《定義》に規定する地域活動支援センターを<u>経営する事業</u></p> <p>(注) 上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、法別表第一第7号ロかっこ書の規定により課税されることとなる。</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号《厚生労働省令で定める施設》に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》の認定を受けているもの又は同条第9項の規定による公示がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。)において、乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児</p>	<p>ロ 社会福祉法第2条第3項第4号の2《定義》に規定する地域活動支援センター</p> <p>(注) 上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、法別表第一第7号ロかっこ書の規定により課税されることとなる。</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第49条の2第4号《厚生労働省令で定める施設》に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》の認定を受けているもの又は同条第5項の規定による公示がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。)において、乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児</p>

改正後	改正前
<p>の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの</p> <p>イ 独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法</u>に規定する<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び<u>高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律</u>に規定する<u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u>の施設</p> <p>ロ (省略)</p> <p><b>(購入記録票の旅券等への貼付方法)</b></p> <p>8-1-7 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、同項に規定する市中輸出品販売場を経営する事業者又は承認免税事業者（令第18条の2第6項《承認免税事業者の定義》に規定する承認免税事業者をいう。以下8-2-2の2までにおいて同じ。）が旅券等（令第18条第2項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼付けるのでは</p>	<p>の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの</p> <p>イ 独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法</u>に規定する<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び<u>高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律</u>に規定する<u>独立行政法人国立国際医療研究センター</u>の施設</p> <p>ロ (同左)</p> <p><b>(購入記録票の旅券等への貼付方法)</b></p> <p>8-1-7 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、同項に規定する市中輸出品販売場を経営する事業者が旅券等（<u>同項第1号イ</u>に規定する旅券等をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼付けるのではないことに留意する。</p>



改 正 後	改 正 前
<p>ないことに留意する。</p> <div data-bbox="324 263 443 443" style="text-align: center;">  </div> <p>規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</p> <p><b>(購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</b></p> <p><b>8-1-7の2</b> 規則第6条第7項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票又は購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第3号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第2号イ及び第4号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-7の5</u>までにおいて同じ。）に明細書等（規則第6条第7項に規定する明細書等をいう。以下8-1-7の2において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票又は購入者誓約書と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は8-1-7に定める形式による。</p> <p><b>(<u>手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続</u>)</b></p> <p><b>8-1-7の4</b> <u>手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1の2までにおいて同じ。）における法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用を受けるための手続（以下8-2-2までにおいて「免税販売手続」という。）は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を営営する事業者になわって行う</u></p>	<div data-bbox="1294 220 1413 400" style="text-align: center;">  </div> <p>規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</p> <p><b>(購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</b></p> <p><b>8-1-7の2</b> 規則第6条第7項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票又は購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第3号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第2号イ及び第4号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-7の3</u>までにおいて同じ。）に明細書等（規則第6条第7項に規定する明細書等をいう。以下8-1-7の2において同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける明細書等は、当該購入記録票又は購入者誓約書と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上で割印し、以後に貼付ける明細書等は、その直前に貼付けた明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は8-1-7に定める形式による。</p> <p><b>(<u>新 設</u>)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>こととなるから、令第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を営業者として行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける購入記録票の作成)</u></p> <p><u>8-1-7 の 5 複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者は、当該販売場ごとに購入記録票を作成する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、非居住者が提出することとなる購入者誓約書についても同様である。</u></p> <p><u>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い)</u></p> <p><u>8-1-7 の 6 令第 18 条の 3 第 1 項《免税手続カウンターにおける手続の特例》の規定は、令第 18 条第 7 項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額を超えるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 令第 18 条第 1 項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が 50 万円を超えない範囲内であるかどうかの判定及び同条第 2 項第 1 号ハ《購入手続》に規定する一般物品に係る対価の額の合計額が 100 万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(輸出物品販売場の許可)</u></p> <p><u>8-2-1 法第 8 条第 6 項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第 18 条の 2 第 2 項第 1 号《一般型輸出物品販売場の許可要件》）に規定する一般型輸出物品販売場</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(輸出物品販売場の許可)</u></p> <p><u>8-2-1 法第 8 条第 6 項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第 18 条第 2 項第 3 号《購入手</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>をいう。以下8-2-1の4までにおいて同じ。)又は<u>手続委託型輸出品販売場の区分に応じ、原則として、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する基地内輸出品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</u></p> <p>(1) <u>一般型輸出品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第7項《輸出品販売場の許可の取消し》の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</u></p> <p>ハ <u>免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。</u></p> <p>(2) <u>手続委託型輸出品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第7項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</u></p>	<p>続》に規定する基地内輸出品販売場の許可は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。</p> <p><u>なお、輸出品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。</u></p> <p>(2) <u>販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有するものであること。</u></p> <p>(3) <u>申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。</u></p> <p>(4) <u>申請者の資力及び信用が十分であること。</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか許可することにつき特に不相当であると認められる事情がないこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ハ 当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンター（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》に規定する免税手続カウンターをいう。以下8-2-2の3までにおいて同じ。）を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</u></p> <p><u>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。</u></p> <p><u>(ロ) 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(ハ) 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(輸出物品販売場を移転した場合)</u></p> <p><u>8-2-1の2 輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の当該販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないことから、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、手続委託型輸出物品販売場の所在する特定商業施設内でその販売場を移転する場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要はないが、その移転する日の前日までに、令第18条の2第3項《特定商業施設内における手続委託型輸出物品販売場移転の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の承認免税手続事業者に変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があることに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(承認免税手続事業者の承認)</u></p> <p><u>8-2-1の3</u> 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第11項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(2) <u>免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。</u></p> <p>(3) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第9項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(事前承認港湾施設の承認)</u></p> <p><u>8-2-1の4</u> 事前承認港湾施設（法第8条第9項《事前承認港湾施設の定義》に規定する事前承認港湾施設をいう。以下8-2-2の3までにおいて同じ。）に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（輸出物品販売場を営む事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) <u>港湾施設（港湾法第2条第5項《定義》に規定する港湾施設（同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）をいう。以下8-2-1の4において同じ。）に臨時販売場（法第8条第8項《事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8-2-2の3までにおいて同じ。）を設置する見込みがある</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>こと。</u></p> <p>(2) <u>承認を受けようとする港湾施設が、臨時販売場を設置する場所として不適当と認められる場所でないこと。</u></p> <p><u>(注) 事前承認港湾施設に係る承認は、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置しようとする事業者の経営する他の輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、法第8条第8項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場については、一般型輸出物品販売場として同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定が適用されることから、当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の2 令第18条の2第9項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「免税手続カウンターにおける免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、免税手続カウンターの施設等が十分なものでなくなった場合、承認免税手続事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認免税手続事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p><u>(事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p><u>8-2-2の3 令第18条の4第3項《事前承認港湾施設の承認の取消し》の規定により事前承認港湾施設の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 「<u>臨時販売場を設置する場所その他の状況が特に不相当と認められる場合</u>」とは、<u>臨時販売場を設置する事前承認港湾施設が十分なものでなくなった場合、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、事前承認港湾施設に臨時販売場を設置する事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p>	